

令和6年度「にぎわい創出JUMP UP事業」企画運營業務及び  
「アニメ等を活用した地域活性化戦略」策定業務に係る  
業者選定プロポーザル仕様書

## 1 委託事業名

令和6年度「にぎわい創出JUMP UP事業」企画運營業務及び「アニメ等を活用した地域活性化戦略」策定業務

## 2 委託業務の目的

徳島県内全域のイベント等を年間を通じて捕捉・連携し、自然とともに、アニメ、ゲーム、漫画その他のエンターテインメント（以下「アニメ等」という。）を活用することにより、新しいにぎわいをより魅力的かつ自由な発想のもと創出する。

また、アニメ等を活用した本県のにぎわい創出について、今後の方向性や目指すべき将来像を定めるとともに、県民・事業者・関係機関・行政等のそれぞれが担う役割等を明確にするため、「アニメ等を活用した地域活性化戦略」を策定する。

以上の取り組みにより、県下全域のにぎわい創出を新しい段階へJUMP UPさせる。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容（「にぎわい創出JUMP UP事業」企画運營業務）

県の役割の原則である広域・補完・総合調整に則り、市町村や企業等が開催するイベント等を俯瞰的に捕捉し、地域・期間・種別等のテーマを設定して包括・連携させ、効果的に磨き上げるとともに、アニメ等の訴求力を活用し、県内外へ広告・宣伝に関するプロモーションを実施することにより、県下全域のにぎわい創出を新しい段階へJUMP UPさせる。

### （1）イベント等の捕捉

- ① 市町村や企業等が開催するイベント等を公平・公正の観点から公募を行う。
  - ア 広く多くのイベント等が応募できるための公募方法を提案すること。
  - イ なお、4月から7月までのイベント等はあらかじめ県が公募を行うこととする。
- ② 応募のあったイベント等を取りまとめ、県に報告すること。

### （2）テーマの設定

- ① 応募のあったイベント等を新たな視点・切り口で分類し、磨き上げ・広告・宣伝に関するプロモーションを実施するに際して効果的なテーマを複数（5件程度）設けること。
  - ア テーマを設けるに際し、期間や広域での連携ができるよう提案すること。
  - イ 応募のあったイベント等を鑑み、必要に応じてテーマを再検討すること。

### （3）イベント等の磨き上げ

- ① 応募のあったイベント等の中から、テーマに沿ったものをそれぞれ複数（5件程度）抽出し、イベント等を磨き上げるため、テーマに応じた付加価値を提供すること。
  - ア イベント等とテーマが合致し、相乗効果を生むような付加価値を提供するための企画・調整・運営を行うこと。

イ 「SDGs×アニメ等」など新しい要素を取り入れ、その取組内容が来場者等に伝わるようにすること。

ウ 提供する付加価値については、アニメ等のサブカルチャーを活用したものであることとし、それに加え、次の事項のうち1項目以上を満たすものであること。

- ・地域資源を活用したもの
- ・eスポーツの普及に則するもの
- ・旅行商品造成
- ・文化芸術等の専門人材の発掘や育成に則するもの

例1 eスポーツ大会に対し、その大会への参加を目的としたアニメ等の要素がある参加賞付きの旅行商品を造成する。司会は地元のアナウンサー志望の学生を公募する。

例2 県内各地の祭りと連携し、県内のパティシエが県産品を使用したスイーツを提供するブースを設け、アニメ等を活用した備品を用いて来場者に振る舞う。

例3 山間部や沿岸部等の体験型コンテンツと連携し、徳島の自然を体感する体験型コンテンツと、本県のブロードバンド環境を活かしたeスポーツ合宿を実施する旅行商品を造成する。

② 事業実施に際して必要な会場設営・運営・撤去を行うこと。

ア 連携するイベント等の趣旨を尊重し、主催者等と緊密に連携のうえ実施すること。

イ 参加者が安全かつ快適に参加できるように維持管理を適切に行うこと。

ウ 会場装飾、会場看板、案内板、誘導看板の制作・設置、撤去、音響、照明の設置、撤去を行うこと。

エ 会場設営には、企画の実施に必要なテント、テーブル、椅子を含む資機材や消耗品、回線等の準備物、スタッフ費用等を含む。

オ 事業実施において生じたごみは適切に処理すること。

カ 運営マニュアルを作成のうえ、運営に当たること。また、運営マニュアルには緊急時対応計画も含めること。

③ 事業実施に際して必要な警備、会場運営スタッフの配置を行うこと。

また、会場（周辺、駐車場等を含む）の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備、巡回、来場者の案内・誘導（会場への入退場を含む）、清掃等を行うため、各所に適切な人員を配置することとし、事前にスタッフ配置計画を作成して委託者と協議して実施すること。

(4) 複数イベント等を組み合わせた広告・宣伝に関するプロモーションの実施

① (3)の取り組みを、アニメ等の訴求力を活用したプロモーションを実施することにより、県内外に告知すること。

ア 複数のイベント等への参加を促す仕組みを必ず取り入れること。

イ (2)で定めたテーマに沿い、相乗効果が生まれるように努めること。

例1 複数のイベントの参加者に、それぞれコレクション性のあるプロモーショングッズを配布する。

例2 複数のイベントを横断するスタンプラリーやフォトコンテストを実施する。

② プロモーションに要するアニメ等の知的財産権を提案すること。

ア 活用できるアニメ等の知的財産権について、使用できるコンテンツを可能な限り複数明示するとともに、その使用条件等についても明示すること。

イ 活用できるアニメ等の知的財産権については、(2)で定めたテーマに沿

い、相乗効果が生まれるものを提案すること。

ウ アニメ等の知的財産権を活用した広報物等については、本県の観光振興等のための取り組みに係る広報素材として、県が使用することを認めること。

エ アニメ等の知的財産権は（３）の事業においても積極的に活用できるよう努めること。

③ プロモーションに必要なチラシ、ポスター、グッズ、SNSやウェブサイト等を必要に応じて作成すること。

#### （５）その他

① 委託者と調整し、必要に応じて関係機関（警察、消防、保健所等）への届出、許可申請を行うこと。

② イベントに関する看板、サイン、広報媒体等に使用される素材などにおいて、他者の著作権その他の権利が及ぶものは受託者の責任において許諾を得る等の必要な手続を取ること。

③ 受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術、アイデア等があるときは、積極的に提案すること。

④ 業務の実施に際し、必要な傷害保険及び施設賠償責任保険（対人・対物）に加入すること。

⑤ イベントの実施にあたっては、徳島県迷惑行為防止条例を遵守し、近隣住民へ最大限の配慮をすること。

## ５ 業務内容「アニメ等を活用した地域活性化戦略」策定業務

アニメ等を活用した本県のにぎわい創出について、今後の方向性や目指すべき将来像を定めるとともに、イベントの民間主導による自走化や県のイベント等に対する関与原則を明示し、県民・事業者・関係機関・行政等のそれぞれが担う役割等を明確にすることにより、県下全域のにぎわい創出を新しい段階へJUMP UPさせるため、「アニメ等を活用した地域活性化戦略」を策定する。

### （１）アニメ等の活用を問わない県内のイベントの把握及び分析の実施

① アニメ等の活用を問わず、県内のイベントの調査を行い戦略策定に必要なデータの収集及び調査分析を行う。また、イベント開催地周辺の観光に関する現状分析や課題抽出も合わせて行う。

（以下は例示的に掲載しているものであり、より実態に近い本県の現状課題の把握及び分析ができるのであれば、これに従う必要はない。）

ア 既存イベントの調査（アニメ等を活用したもの、その規模、交通アクセス等）

イ 既存イベントの調査（アニメ等を活用していないもの、その規模、交通アクセス等）

ウ 現地視察調査（主要イベント、イベント告知の状況等）

エ 来訪者へのヒアリング調査

アニメ等を活用したイベント等を訪れた方への調査、集計（満足度、地域、旅行形態、旅行予算、その他意見等）

オ 関係団体等へのヒアリング

本県内外にて観光に関する関係団体及び事業者へのヒアリング調査を実施すること。

### （２）アニメ等を活用した地域活性化戦略の策定

前述（１）の結果を踏まえ、次のとおり作成すること。

① 戦略策定の期間

令和７年度から令和８年度までの２年間とする。

② 内容

ア 県内における地域資源の現状分析（地域資源の整理分類、ＳＷＯＴ分析、課題抽出等）を行うこと。

イ アで示した分析結果とアニメ等を組み合わせた戦略を示すこと。

ウ 最終年度における目指すべき姿・目標値を設定すること。

エ 戦略における県民・事業者・関係機関・行政等のそれぞれが担う役割を明確に示すこと。

オ 統計データ等について、出典を明記したうえで戦略に掲載すること。

カ 来訪する外国人の観光動向を踏まえ、効果的な海外プロモーションの手法を提案すること。

キ 「にぎわい創出JUMP UP事業」企画運營業務の取り組みを戦略に落とし込み、事業の効果測定を含めて記載すること。

③ デザイン

全体デザインやページ配置、レイアウトなどについて、あらかじめ本県と協議のうえ、作成するものとするが、図表及びフローチャート等を配置することにより、見やすく仕上げること。

また、デザインはモノクロ印刷しても分かりやすく見えるものにする。

## 6 成果品

成果品として、下記を紙媒体２部及び電子データ（報告書、写真、動画等）にて委託者へ提出すること。

- （１）にぎわい創出JUMP UP事業報告書
- （２）アニメ等を活用した地域活性化戦略

## 7 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- （１）受託者は、成果物等に係る受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう）を成果物の引渡し時に委託者へ無償で譲渡する。
- （２）委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者が承諾したときに限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- （３）受託者は委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- （４）受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物（業務を行ううえで得られた記録等を含む）を使用もしくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。
- （５）成果物の制作に際して  
他の著作物及び人物の利用許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続を行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

## 8 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

## 9 その他

- (1) 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等が発生した場合、速やかに県に報告するとともに指示に従うこと。
- (3) 本仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (4) 本事業の経理を明確にするために、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務終了後5年間は保存すること。  
また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (6) 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本業務完了後であっても、成果品に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受託者の負担にて修正等を行うこと。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり業務の適切な遂行を図るため、県と常に密接な連絡を取り、業務の正確な遂行に努めること。